



神奈川県

KANAGAWA

環境アセスメント

～神奈川県環境影響評価条例のあらまし～

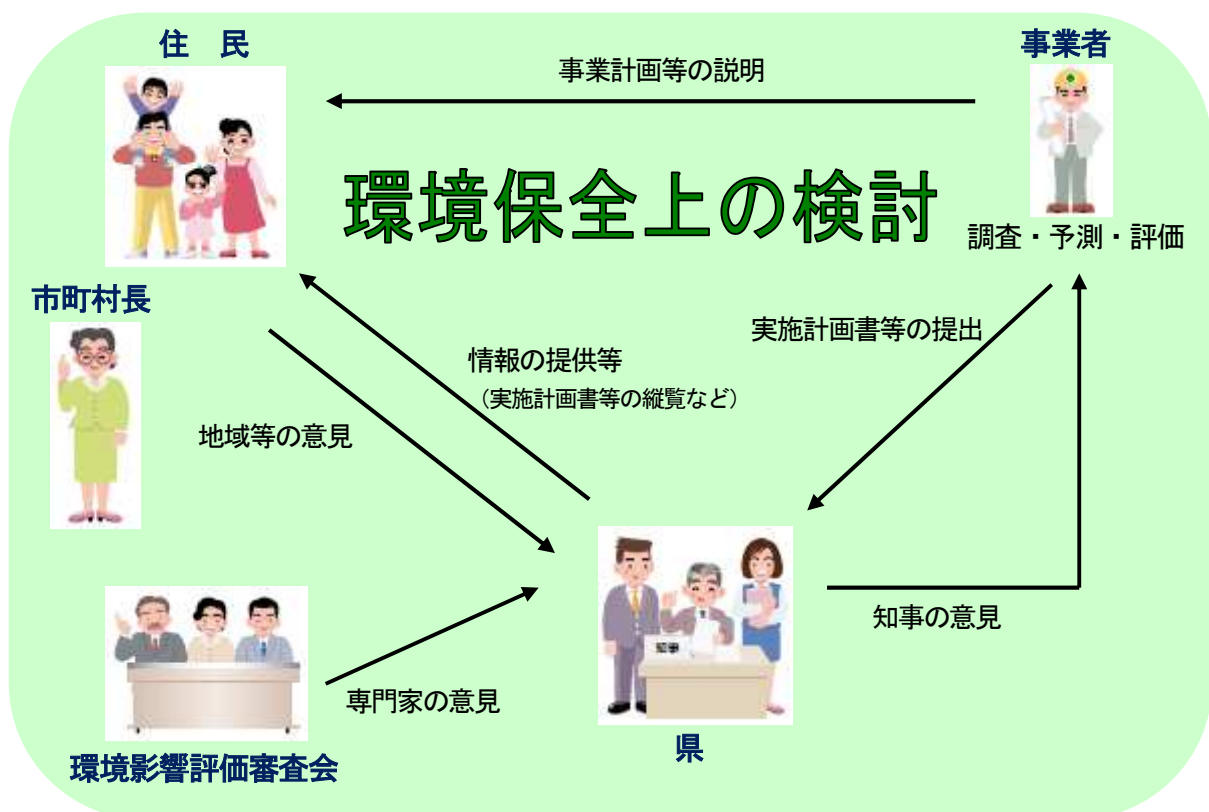


環境アセスメント(環境影響評価)について

交通の便をよくするために道路を整備したり、生活に必要な電気を得るために発電所を造ったり、宅地を造成したりすることは、人々が豊かな暮らしをしていくために必要なことですが、このような開発事業による環境への影響をできるかぎり少なくするためには、事業の実施により得られる利益、採算性等だけではなく、環境の保全についても、あらかじめ十分考えておくことが重要となります。このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント(環境影響評価)制度です。

環境アセスメントとは、一定規模以上の開発事業を行う場合、それが周辺の環境に及ぼす影響について、事業者が自ら事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民、事業者、行政がそれぞれ意見を出し合い、事業計画を環境保全上の見地からより良いものとしていこうとする制度です。

神奈川県では、良好な環境を確保していくために、この環境アセスメント手続を定めた「神奈川県環境影響評価条例」を制定し、昭和56年から施行しています。



調査・予測・評価を行う項目

調査・予測・評価を行う項目として、次の21の項目を「評価項目」に定めています。

これらの項目を調査・予測・評価の対象とするか否かも含めて検討します。

評価項目の調査・予測・評価手法などについては、「神奈川県環境影響評価技術指針」として定めています。

1 大気汚染	6 地盤沈下	11 反射光	16 文化財	21 安全
2 水質汚濁	7 悪臭	12 気象	17 景観	
3 土壌汚染	8 廃棄物・発生土	13 水象	18 クリエーション資源	
4 騒音・低周波音	9 電波障害	14 地象	19 温室効果ガス	
5 振動	10 日照障害	15 植物・動物・生態系	20 地域分断	

※ 環境影響評価法の対象事業については、同法第2条第1項に基づく環境の構成要素に係る項目に該当しない項目に限りません。

反射光は、太陽電池に入射した太陽光が反射するものに限りません。

環境影響評価法との関係について

国では「環境影響評価法」を制定し、平成 11 年 6 月から施行しています。法の対象となる事業については、法に基づいて手続が行われ、知事は事業者に対して意見を述べる立場になります。

県の条例では、法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（審査会の意見聴取、公聴会の開催など）のほか、法が対象としていない評価項目（電波障害、地域分断など）についての手続を定めています。

環境影響評価審査会について

環境影響評価審査会は、環境影響評価に関する専門的な知識を持つ委員で構成されています。

知事は、実施計画書と予測評価書案の審査や、環境影響評価法に基づいて意見を述べる際には、この審査会の意見を聴くこととなっており、審査会では、事業者から提出された資料を基に、住民の方などから提出された意見書や公聴会での意見などを参考にして審議を行います。

審査会での審議は、原則として公開していますので、どなたでも傍聴することができます。

住民参加について

◇意見書の提出

事業者から実施計画書や予測評価書案の提出があったときは、知事は県ホームページ等を利用してお知らせするとともに、県環境課、各地域県政総合センターなどで縦覧を行います。

縦覧期間内（実施計画書：30日間、予測評価書案：45日間）に、実施計画書や予測評価書案に対して、環境保全上の見地からの意見のある方はどなたでも、知事に意見書を提出することができます。

◇説明会、公聴会への参加

実施計画書と予測評価書案についての手続では、事業者は、住民の皆様はその内容を説明するために説明会を開催します。

また、予測評価書案についての手続では、知事は、必要に応じて関係住民の皆様から、環境保全上の見地からの意見を聴くために公聴会を開催します。公聴会の開催日程については、県ホームページなどを利用してお知らせします。

県ホームページで情報を公開しています。

- ・神奈川県環境影響評価条例、同施行規則、環境影響評価技術指針
- ・神奈川県環境影響評価審査会の開催予定、議事録など
- ・対象事業の手続の経緯や審査書の内容など
- ・実施計画書や予測評価書案の縦覧、公聴会の開催などのお知らせ

ホームページ「かながわの環境アセスメント」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f247/index.html>

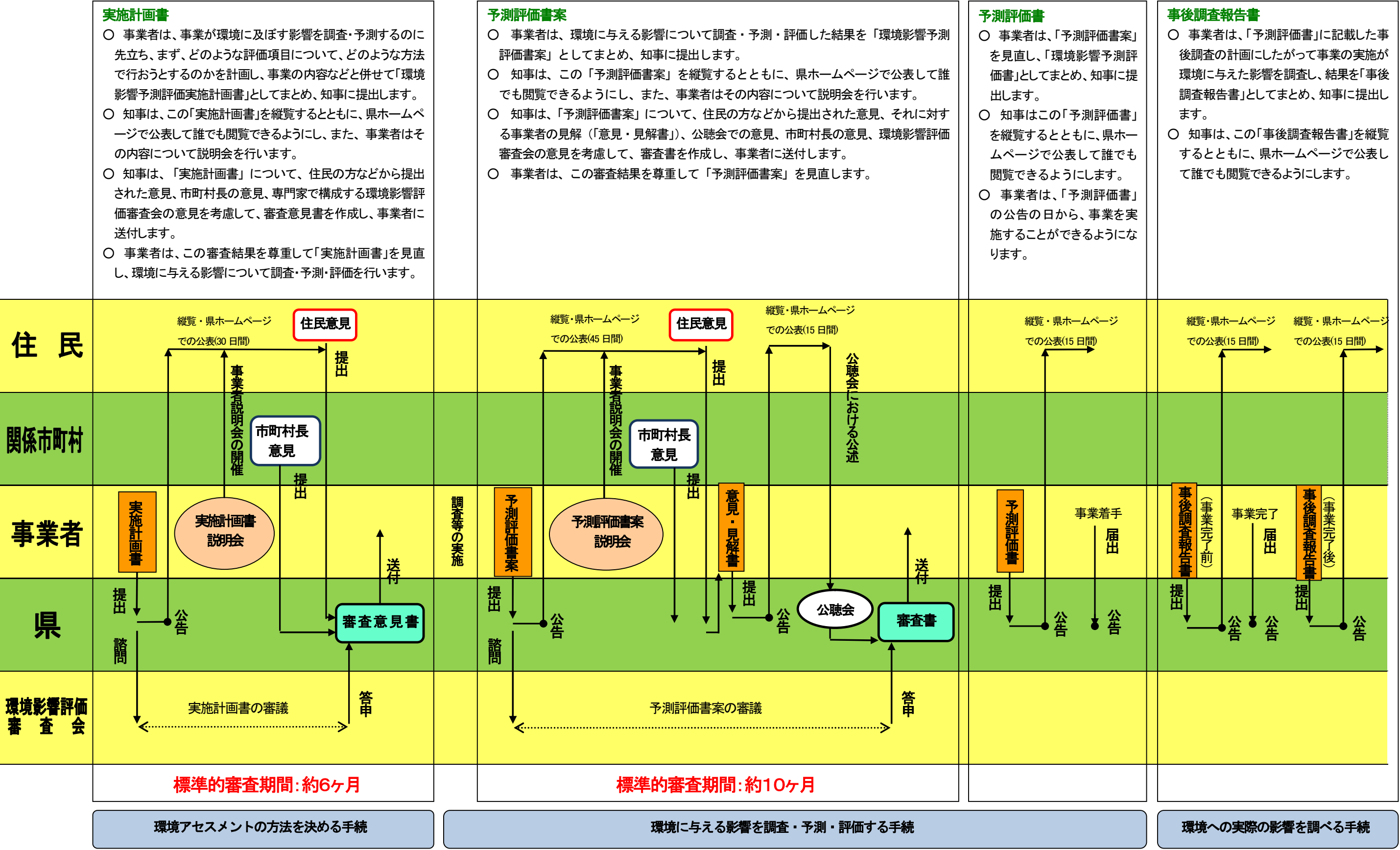
横浜・川崎・相模原市内で実施される事業

横浜市、川崎市、相模原市はそれぞれ環境アセスメントに関する独自の条例を制定しているため、横浜・川崎・相模原市内で実施される事業については県の条例は適用されません。

【参考】神奈川県環境影響評価条例の経緯

- 昭和 56 年 7 月 1 日 神奈川県環境影響評価条例施行
- 平成 10 年 7 月 1 日 改正条例施行（実施計画書、事後調査手続等を追加）
- 平成 11 年 6 月 12 日 改正条例施行（環境影響評価法制定に伴う改正）
- 平成 25 年 11 月 1 日 改正条例施行（実施計画書説明会等を追加）
- 平成 26 年 4 月 1 日 改正条例施行（実施計画書等の縦覧期間等を短縮）

環境影響評価条例の手続の流れ



環境影響評価条例の対象事業

環境アセスメント手続の対象となる事業は、道路の建設、工場・事業場の建設など28種類で、それぞれに対象となる規模などが定められています。

事業の種類	規模等		
	甲地域	乙地域	その他の地域
1 道路の建設			
高速自動車国道	全事業	全事業	全事業
自動車専用道路	延長2km以上	延長5km以上	4車線以上かつ延長5km以上
農業用道路、林道	幅員5m以上かつ延長2km以上	幅員5m以上かつ延長5km以上	◆農業用道路 4車線以上又は幅員16m以上で、かつ延長5km以上 ◆林道 幅員5m以上かつ延長10km以上
その他の道路	幅員5m以上かつ延長2km以上	幅員5m以上かつ延長5km以上	4車線以上又は幅員16m以上で、かつ延長5km以上
2 鉄道、軌道の建設	線路の延長1km以上	線路の延長1km以上	線路の延長1km以上
3 鋼索鉄道、索道の建設			
鋼索鉄道	全事業	全事業	線路の延長1km以上
索道	全事業	全事業	—
4 操車場、検車場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積10ha以上
5 飛行場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積1ha以上	敷地面積1ha以上
6 工場、事業場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積10ha以上
	排水量1万㎡/日以上	排水量1万㎡/日以上	排水量1万㎡/日以上
	燃料使用量4kL/時以上	燃料使用量4kL/時以上	燃料使用量4kL/時以上
7 電気工作物の建設			
発電電気工作物			
水力発電所	出力1,000kW以上	出力1,000kW以上	出力2万kW以上
火力発電所	出力2万kW以上	出力2万kW以上	出力2万kW以上
地熱発電所	全事業	全事業	出力7,000kW以上
原子力発電所	全事業	全事業	全事業
風力発電所	出力500kW以上	出力500kW以上	出力5,000kW以上
太陽電池発電所(屋根上等除く)	出力400kW以上	出力1,200kW以上	出力8,000kW以上
蓄電所、変電所	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積3ha以上
送電線	延長1km以上かつ電圧17万V以上の架空送電線	延長1km以上かつ電圧17万V以上の架空送電線	—
8 研究所の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積10ha以上
9 高層建築物の建設	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上
10 廃棄物処理施設の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積3ha以上
	焼却・溶融・焼成の処理能力200t/日以上	焼却・溶融・焼成の処理能力200t/日以上	焼却・溶融・焼成の処理能力200t/日以上
11 下水道終末処理場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積10ha以上
12 都市公園の建設	敷地面積3ha以上	敷地面積10ha以上	敷地面積50ha以上
13 工業団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積10ha以上
14 研究所団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積10ha以上
15 流通団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積10ha以上
16 ダムの建設	堤高15m以上	堤高15m以上	堤高15m以上
17 取水堰の建設	堤長200m以上	堤長200m以上	堤長200m以上
18 放水路の建設	土地形状の変更面積1ha以上	土地形状の変更面積3ha以上	土地形状の変更面積20ha以上
19 土石の採取	採取場の面積1ha以上	採取場の面積3ha以上	採取場の面積10ha以上
20 発生土処分場の建設	処分場の面積1ha以上	処分場の面積3ha以上	処分場の面積20ha以上

事業の種類	規模等		
	甲地域	乙地域	その他の地域
21 墓地、墓園の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
22 住宅団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
23 学校用地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
24 レクリエーション施設用地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
25 浄水施設及び配水施設用地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
26 土地区画整理事業	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 40ha以上
27 公有水面の埋立て	埋立区域の面積1ha以上	埋立区域の面積3ha以上	埋立区域の面積 15ha以上
28 宅地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上

※ この表は、条例施行規則別表第1を要約したものですので、具体的な事業への適用に当たっては、同表を参照してください。

甲地域： 国立公園の区域のうち特別地域、国定公園の区域のうち特別地域、県立自然公園の区域のうち特別地域、歴史的風土保存区域のうち歴史的風土特別保存地区、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域のうち特別地区、県自然環境保全地域のうち特別地区、近郊緑地保全区域のうち近郊緑地特別保全地区

乙地域： 国立公園の区域、国定公園の区域、県立自然公園の区域、歴史的風土保存区域、自然環境保全地域、県自然環境保全地域、近郊緑地保全区域のうち「甲地域」を除く地域

その他の地域： 甲地域、乙地域以外の地域

環境影響評価法の対象事業

次の事業については、法と条例の手続が必要です。

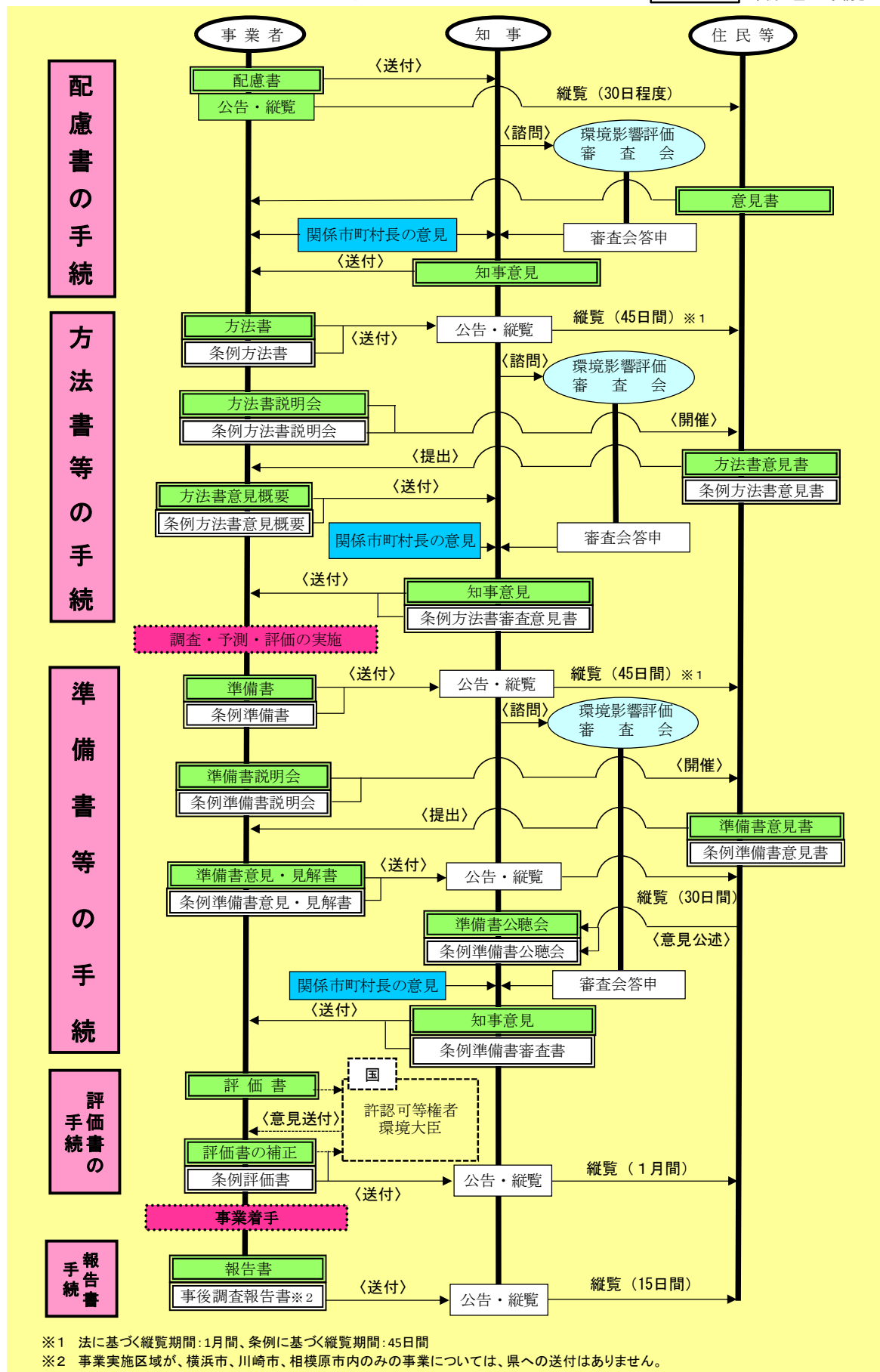
事業の種類		規模等	
		第一種事業	第二種事業
1 道路	高速自動車国道	全事業	—
	首都高速道路等	全事業(4車線以上)	—
	一般国道	4車線以上かつ延長 10 km以上	4車線以上かつ延長 7.5 km以上 10 km未満
	林道	幅員 6.5m以上かつ延長 20 km以上	幅員 6.5m以上かつ延長 15 km以上 20 km未満
2 河川	ダム	貯水面積 100ha 以上	貯水面積 75ha 以上 100ha 未満
	堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha 以上 100ha 未満
	湖沼水位調節施設	水底面積 100ha 以上	水底面積 75ha 以上 100ha 未満
	放水路	土地改変面積 100ha 以上	土地改変面積 75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道	新幹線鉄道	全事業	—
	普通鉄道・軌道	延長 10 km以上	延長 7.5 km以上 10 km未満
4 飛行場		滑走路長 2500m以上	滑走路長 1875m以上 2500m未満
5 発電所	水力発電所	出力3万 kW 以上	出力 2.25 万 kW 以上3万 kW 未満
	火力発電所	出力 15 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満
	地熱発電所	出力1万 kW 以上	出力 7500kW 以上1万 kW 未満
	原子力発電所	全事業	—
	太陽電池発電所	出力 4 万 kW 以上	出力 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満
	風力発電所	出力 5 万 kW 以上	出力 3.75 万 kW 以上 5 万 kW 未満
6 廃棄物最終処分場		埋立処分場所の面積 30ha 以上	埋立処分場所の面積 25ha以上 30ha 未満
7 公有水面の埋立て及び干拓		埋立干拓区域の面積 50ha 超	埋立干拓区域の面積 40ha 以上 50ha 以下
8 土地区画整理事業		施行区域の面積 100ha 以上	施行区域の面積 75ha 以上 100ha 未満
9 新住宅市街地開発事業		施行区域の面積 100ha 以上	施行区域の面積 75ha 以上 100ha 未満
10 工業団地造成事業		施行区域の面積 100ha 以上	施行区域の面積 75ha 以上 100ha 未満
11 新都市基盤整備事業		施行区域の面積 100ha 以上	施行区域の面積 75ha 以上 100ha 未満
12 流通業務団地造成事業		施行区域の面積 100ha以上	施行区域の面積 75ha以上 100ha 未満
13 宅地の造成の事業		造成に係る土地の面積 100ha以上	造成に係る土地の面積 75ha 以上 100ha 未満
○ 港湾計画		埋立・掘込み面積 300ha以上	

※ 具体的な事業への適用に当たっては、環境影響評価法施行令を参照してください。

環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例の手続の流れ (参考)

(環境影響評価法の対象事業)

法に基づく手続き
条例に基づく手続き



※1 法に基づく縦覧期間: 1月間、条例に基づく縦覧期間: 45日間

※2 事業実施区域が、横浜市、川崎市、相模原市内のみの事業については、県への送付はありません。

このリーフレットは、制度の概略を記載したものです。詳しくは、下記へお問い合わせください。 (令和7年4月作成)



神奈川県

環境農政局環境部環境課 環境影響審査グループ

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-4070 (直通)